

<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">【規則】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 <p style="text-align: center;">（以上県例規集登載）</p>	<p style="text-align: center;">” 税務課</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

◎岡山県規則第四十六号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事項は、県税の賦課徴収に関する事項のうち、岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）別表第三中税務課に係る専決事項として定められた」を「事務は、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 県税（条例第四条第一項の表の上欄に掲げるものに限る。次号において同じ。）の賦課徴収に関する事務のうち、岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）別表第三税務課の部に掲げる専決事項として定められたもの

二 県税の犯則事件に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第二十二条の三第一項の規定による同項に規定する当該徴税吏員（第四条の二及び第五条第二項において「徴税吏員」という。）の指定

ロ 事件が他の都道府県の区域又は二以上の県民局の所管区域にわたることその他の特別の事情により知事が処理することとする事件の指定及び当該事件に係る事務

第四条の二中「同項に規定する（当該徴税吏員（次条第二項において「及及び」という。）を削る。

様式第二号の二裏中「回項に規定する（当該徴税吏員（次条第二項において「及及び」という。）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則様式第二号の二による検税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第二号の二による検税吏員証とみなす。

平成30年10月5日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第四十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部9の項5中「事業税」を「事業税及び不動産取得税の課税免除並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。